

福

利

ひろしま

2022 年
特別号

令和4年 10 月からの 共済組合制度の適用範囲の拡大等について

Contents. ～目次～

<お知らせ>

- 令和4年 10 月から「短期組合員」制度が開始します・・・1
- 短期組合員の資格取得手続について・・・2
- 掛金（組合員保険料）について・・・3
- 適用事業について・・・4～5
- 互助組合に加入できます！・・・6～8

公立学校共済組合広島支部
一般財団法人 広島県教育職員互助組合

〒730-8514 広島市中区基町 9 番 42 号
広島県教育委員会事務局 管理部健康福利課内

令和4年10月から「短期組合員」制度が始まります

短期給付係
(082) 513-4957

令和4年10月1日（以下「施行日」という。）から、共済組合制度が次のとおり変わります。

- ◆ 共済組合制度の適用範囲が拡大され、全ての事業が適用される「一般組合員」制度とは別に、短期給付及び福祉事業が適用される「短期組合員」制度が新設されます。
- ◆ これまで「一般組合員」であった臨時的任用職員の方は、「短期組合員」となります。
（日本年金機構が厚生年金保険を実施）



短期組合員制度の適用範囲（①～③のいずれか）

公立学校等に勤務する臨時的任用職員、会計年度任用職員、任期付短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員及び特別職非常勤職員（いずれも類似の職を含む。）のうち、**次のパターン①から③のいずれかの全てにチェックが入る場合**、短期組合員制度が適用となります。

パターン①

☐ 2か月を超える任用の見込みがある

☐ フルタイム勤務

パターン②

☐ 2か月を超える任用の見込みがある

☐ 1週間の所定勤務時間及び1か月間の所定勤務日数が常勤職員の4分の3以上

パターン③

☐ 2か月を超える任用の見込みがある

☐ 報酬の月額が8万8千円以上

☐ 週の所定勤務時間（授業時間数ではない。）が20時間以上

☐ 学生でない

注：会計年度任用職員（フルタイム）及び特別職非常勤職員（フルタイム）については、13か月目の初日以降は「一般組合員」となります。

共済制度の適用範囲（施行日以降）

施行日（制度切替時）の資格の得喪は次のとおりです。厚生年金保険に加入することとなる方は、日本年金機構に対し、別途必要な手続きを行ってください。

		現行制度	新制度 (R4.10.1～)
臨時的任用職員	健康保険	共済組合	共済組合
	年金	共済組合	一般厚生年金
現 社会保険 加入 会計年度任用職員 任期付短時間勤務職員 再任用短時間勤務職員 特別職非常勤職員	健康保険	協会けんぽ	共済組合
	年金	一般厚生年金	一般厚生年金
現 社会保険 非加入 会計年度任用職員 任期付短時間勤務職員 再任用短時間勤務職員 特別職非常勤職員	健康保険	国民健康保険・被扶養者等	共済組合
	年金	国民年金	一般厚生年金



施行日前日に組合員であり、施行日に任用が引き続いていることが確認できる場合、制度切替時に手続不要です。施行日前の組合員証等は、継続して使用できます。

短期組合員の資格を取得した場合、これまで加入していた国民健康保険や被扶養者（社会保険・共済組合）の資格を喪失することになりますので、これらの手続も行ってください。

短期組合員の資格取得手続きについて

短期給付係
(082) 513-4957

施行日以降、新たに短期組合員の資格を取得する方は、次の書類を提出してください。

組合員資格取得（継続）届書【§ 06-001】

【添付書類】

- 人事異動通知書の写し
- 勤務条件説明書等
所属所（勤務場所）、月又は週当たりの勤務時間数、給与・報酬等が確認できるもの
- 健康保険証（本人分）の写し
（施行日前日に社会保険に加入していた場合）

被扶養者申告書【§ 07-001】（被扶養者がある場合）

※ 事実発生日から 30 日以内に所属所に提出すること。

【添付書類】

- 福利厚生事務の手引（§ 07-010～）において必要とするもの
- 健康保険証（被扶養者分）の写し
（施行日前日に社会保険で被扶養者認定されていた場合）

Q1 施行日前日に組合員資格を取得している臨時的任用職員について、何か手続は必要ですか？

A1 施行日前日に組合員であり、施行日に任用が引き続いていることが確認できる場合、切替時の共済組合に係る手続は不要です。施行日前の組合員証等は、継続して使用できます。

ただし、次の場合は手続が必要になります。

- ・ 組合員証に施行時前日までの有効期限が記載されている場合（有効期限の更新手続が必要です。）
- ・ 2か月を超える任用の見込みがない特段の事情がある場合（当支部に連絡してください。）

Q2 施行日前日に、社会保険に加入していなくても、短期組合員になることがありますか？

A2 現行制度において社会保険に加入していない会計年度任用職員等についても、新制度の資格取得要件を満たす者については短期組合員の資格を取得します。

なお、短期組合員の資格を取得した場合、これまで加入していた国民健康保険や被扶養者（社会保険・共済組合）の資格を喪失することになりますので、これらの手続も行ってください。

Q3 組合員証等が交付されるまでの間、代わりとなる証明書（「健康保険被保険者資格証明書」等）は交付されますか？

A3 当支部では、組合員証の代わりとなる証明書の交付はしていません。組合員証等がお手元に届く前に医療機関を受診する際は、A4のとおり、医療機関に相談してみてください。

Q4 組合員証等が交付されるまでに医療機関で受診するときは、どうすればよいですか？

A4 施行日以降、提出された「組合員資格取得（継続）届書」により要件を満たすことが確認できた者から順次組合員証を発行しますが、短期間に手続が集中するとともに、共済組合本部の関係規程等が整備中であるため、時間を要することが想定されます。

手元に組合員証等がない間に医療機関で受診する場合は、共済組合が負担する医療費の原則7割部分について、組合員証が提示できるまで支払いを待ってもらえないか医療機関に相談してみてください。待ってもらえず医療機関の窓口で医療費の全額を支払った場合は、7割部分を「療養費」として共済組合に請求できます（福利厚生事務の手引§ 9-016）。

Q5 短期組合員は一般厚生年金に加入しますが、短期組合員に被扶養者がいる場合、共済組合に国民年金第3号被保険者に関する届出を提出する必要がありますか？

A5 短期組合員に係る国民年金第3号被保険者に関する届出については、被扶養者であることの医療保険者の証明を共済組合において行う必要があるため、提出が必要です。

掛金（組合員保険料）について

経理貸付係
(082) 513-4955

1 掛金の種類と掛金率について

公立学校共済組合では健康保険料のことを「短期掛金」、介護保険料を「介護掛金」といいます。「短期掛金」は健康保険料に加えて、宿泊助成等の福祉事業に係る掛金(※1)を含みます。短期掛金は全組合員(※2)、介護掛金は満40歳から満65歳まで徴収されます(65歳以上は各市町から請求となります。)

掛金率は、都道府県ごとに保険料率が異なる全国健康保険協会と違い、公立学校共済組合は全国一律の掛金率となっています。掛金率は千分率で表記しています。

令和4年9月分まで(被保険者負担分) (全国健康保険協会広島支部の場合)		令和4年10月分から(組合員負担分) 公立学校共済組合		差 分
健康保険料	50.45%【千分率】 (5.045%)	短期掛金 (福祉掛金※1を含む)	48.01%【千分率】 (4.801%)	2.44‰ 減少
介護保険料	8.2%【千分率】 (0.82%)	介護掛金	8.82%【千分率】 (0.882%)	0.62‰ 増加

なお、短期組合員の場合、年金制度は日本年金機構に加入となるため、厚生年金保険料については当共済組合では徴収しません。給与から控除された厚生年金保険料は10月以降も日本年金機構が徴収・管理します。

※1 福祉掛金率は1.41‰(0.141%)となります(上記短期掛金率に含む)。

※2 後期高齢者医療制度に加入の組合員は、短期掛金率4.05‰(0.405%)となります(別途、後期高齢者医療保険料を市町に納めているため)。

2 掛金の算出方法

掛金の額は、標準報酬月額(標準期末手当)に上記の掛金率を乗じた額(円未満切捨て)となります。

(例) 令和4年10月の標準報酬月額が200,000円の組合員(45歳)の場合

短期掛金額 200,000円×48.01‰ = 200×48.01 = 9,602円

介護掛金額 200,000円×8.82‰ = 200×8.82 = 1,764円

3 産前産後休業・育児休業等に係る掛金免除の申出について

全国健康保険協会(協会けんぽ)加入時は、産休等の保険料免除の申出は事業所が行っていましたが、共済組合の場合、組合員が掛金免除の申出を行う必要があります。提出先は勤務先の学校(所属所)です。所属所の事務担当者が取りまとめて共済組合に提出します。

様式は公立学校共済組合広島支部ホームページ(様式ダウンロード集)でダウンロードできます。

HPアドレス <https://www.kouritu.or.jp/hiroshima/about/yousikikakekinnsikaku/index.html>

コードはこちら 産前産後掛金免除申出書

育児休業等掛金免除申出書



適用事業について

1 給付事業

短期給付係
(082) 513-4957

項 目	内 容
医療給付	・組合員及び被扶養者の医療費の7割 ・残りの3割から2万5千円又は5万円を控除した額を附加給付等として給付
傷病手当金	公務によらない病気又は負傷の療養のため、勤務に服することができず、報酬の全部又は一部が支給されなくなったとき、2年間を超えない範囲で1日につき平均標準報酬日額×2/3で算出した額を給付
休業手当金	一定の事由による欠勤等のため報酬が支給されない場合に、欠勤する期間1日につき標準報酬日額×50/100で算出した額を給付
出産費	・出産費・家族出産費 42万円 ・出産費附加金・家族出産費附加金5万円等を給付
出産手当金	出産により勤務に服することができず、報酬の全部又は一部が支給されない場合に、出産日の42日前（多胎妊娠は98日前）から出産日の56日後までの期間（土曜、日曜を除く）について平均標準報酬日額×2/3で算出した額を給付
育児休業手当金	育児休業した場合に、子の1歳の誕生日の前日（延長要件に該当する場合最長2歳の誕生日の前日）まで、1日につき次の額を給付 ①育児休業開始日から180日までの間、標準報酬の日額の67% ②残りの期間、標準報酬の日額の50%
介護休業手当金	職員が介護休暇を取得したとき66日を超えない範囲で、1日につき標準報酬の日額の67%を給付
災害見舞金	損害の程度に応じて定められた見舞金を給付
埋葬費等	・本人又は被扶養者の死亡時埋葬料5万円、埋葬料附加金2万5千円を給付 ・災害時弔慰金給付あり

2 福祉事業

健康管理係
(082) 513-4956

項 目	内 容
生活習慣病 予防健診 (自己負担2.5割) (※)	・指定年齢健診 30, 35, 37, 39, 41, 43, 45, 47, 49, 51, 53, 55, 57, 59歳の組合員の人間ドックの実施 ・シニア普通ドック 50歳以上で、指定年齢以外の組合員のドックの実施
器官別検診 (※)	・ドックセット型検診（脳検査・肺検査・レディース検診） ・巡回検診（レディース検診） ・大腸がん検診 （それぞれの検診項目で個別の年齢要件あり）
特定健診、 保健指導 (※)	年度内に40歳以上の組合員
メンタル ヘルス相談	仕事上のストレスや人間関係、家庭問題などの相談
リラクゼーション ドック (※)	ストレスセミナー、カウンセリング、リラクゼーション体操など
こころとからだの リフレッシュセミ ナー (※)	メンタルヘルス・生活習慣病予防講座、体力測定、トレーニング指導など

項 目	内 容
健康図書 配付事業（※）	メンタルヘルス対策や健康維持増進のためのパンフレットの配付
健康づくり 宣言事業（※）	組合員自らが健康づくりの目標を立て、取組を行うための支援
宿泊施設 利用助成	指定宿泊施設（72 施設）に宿泊した場合の補助： 組合員及びその家族 1,000 円／人・泊，1 組合員 5 枚まで ※ 宿泊料が 1,000 円未満の者を除く。
プロ野球 観戦招待（※）	広島東洋カープの試合観戦の招待
プロサッカー観戦 招待（※）	サンフレッチェ広島の試合観戦の招待
芸術文化 鑑賞招待	芸術・文化的催物の招待
ライフプラン支援 （※）	組合員のライフプランを支援するセミナーの開催

※ 既に募集が終わっている等のため、令和4年度は利用できません。令和5年度から利用できます。
なお、事業の内容等は変更することがあります。

3 貸付事業

経理貸付係
(082) 513-4955

項 目	内 容
特別貸付け	任期のある組合員が臨時に資金をするとき、給料月額の 3/10×残任期月数（最大 200 万円）の範囲で貸付け
高額医療 貸付け	高額療養費の支給対象となる療養を受けるため組合員が資金を必要とする場合、高額療養費相当額を貸付け
出産貸付け	出産費又は家族出産費の支給対象となる出産（直接支払制度の適用を受ける出産を除く。）に係る資金を必要とする場合、出産費又は家族出産費相当額を貸付け

互助組合に加入できます！

令和4年10月から、共済組合制度の適用が拡大され、新たに公立学校共済組合（以下「共済組合」という。）の短期組合員資格を取得する職員は互助組合へ加入できます。

加入について

1 対象者

新たに共済組合の短期組合員資格を取得した職員のうち、当互助組合へ加入を希望するもの

※ 広島市、三原市、三次市、庄原市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中市、熊野町、坂町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町に所属している職員は除きます。

※ すでに当互助組合の「退職医療制度」に加入している者を除きます。

2 加入申込書

加入を希望する職員は、共済組合員資格取得日から起算して20日以内（必着）に「㊦加入申込書〔短時間勤務再任用職員を除く短時間勤務会計年度任用職員〕」（以下「加入申込書」という。）を所属長経由で互助組合に提出してください。

なお、加入を希望する短時間勤務再任用職員は「㊦加入申込書〔任期付職員、臨時的任用職員、再任用（フルタイム）等、有期職員〕」を所属長経由で互助組合に提出してください。

加入申込書を提出する所属は、「組合員資格取得（継続）届出書」、「被扶養者申告書」を共済組合に提出する所属と同じです。

※ 加入申込書はホームページからダウンロードしてください。

※ 郵便事情等を考慮して、共済組合員資格取得日から20日以内に互助組合に到着するように加入申込書はお早めに提出してください。

互助組合の掛金について

掛金の月額、事業掛金のみとし、共済組合の短期組合員に係る標準報酬月額（以下「標準報酬月額」という。）に掛金率1000分の5.3を乗じて得た金額（円未満切捨て）です。

また、共済組合が認定した被扶養者を有する期間の掛金の額は、被扶養者のある期間については標準報酬月額に掛金率1000分の6.7を乗じて得た額（円未満切捨て）です。

対象事業一覧

互助組合加入により御利用できる事業は次のとおりです。

なお、令和4年度については、令和4年4月1日又は9月1日時点で組合員資格がないため、生活習慣病予防健診（人間ドック）事業及び福利厚生助成事業は御利用できません。

《給付事業》

事業名	事由	給付内容
医療給付金	組合員が保険医療機関にかかったとき	{(自己負担額ー共済給付額)ー2,500円}の5割※自動給付
遺児育英資金	組合員が死亡したときに、学校に在籍している18歳以下の遺児がある場合毎年給付	年齢により年額 60,000円, 96,000円, 168,000円
治療見舞金	組合員が人工臓器等の装着又は血友病等の治療を受けているとき	年額 50,000円
介護休暇手当金	組合員が介護休暇を取得したとき	45歳未満日額 5,000円, 45歳以上日額 7,000円 ※共済組合「介護休業手当金」支給終了の翌日から
死亡弔慰金	組合員が死亡したとき	1,000,000円
家族療養費	被扶養者が保険医療機関にかかったとき	{(自己負担額ー共済給付額)ー2,500円}の5割※自動給付
家族死亡弔慰金	被扶養配偶者及びその他の被扶養者が死亡したとき	被扶養配偶者 300,000円, その他の被扶養者 20,000円
災害見舞金	水震火災その他非常災害により住居又は家財に損害を受けたとき	災害の程度により 30,000円～300,000円
出産手当金	組合員又は被扶養配偶者が出産したとき	1児につき 10,000円
傷病手当金	組合員が共済組合から傷病手当金の給付を受けたとき	初回のみ 50,000円

《福祉事業》

事業名	事業内容
福利厚生助成	へき地校勤務の組合員に 2,000円相当の品
長期療養者見舞金	傷病のため3か月以上病休、療養又は休職中の組合員（休職等期間中に1回）に 10,000円
義肢等製作費助成	組合員が義肢（義手、義足、義眼、車いす、人工乳房等）の補装具を装着したときの費用を助成
生活習慣病予防健診	共済組合が実施する人間ドックを共催し、健診費用の一部を助成
被扶養配偶者人間ドック助成	当該年度、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の人間ドック費用の内最高 30,000円を助成
育児サポート事業	組合員及び配偶者の出産に伴い「赤ちゃんと！」を配付
普及事業	広報紙「福利ひろしま」を共済組合と共同で作成配付

※ その他に公益事業として、互助文庫等の事業を実施しています。

— 参考 —

《退職医療制度》 退職時の年齢が満 45 歳以上の組合員が加入できる退職後の制度

事業名		事由	内容
給付事業	療養補助金	組合員が保険医療機関に受診したとき	総医療費の 2 割を 70 歳に達する会計年度末まで支給※医療機関ごとに月最高 63,600 円まで
	慶祝金	組合員が 70 歳以上の長寿年齢に達したとき	古希（70 歳）等の長寿祝年齢に達したときに 10,000 円～50,000 円
	死亡弔慰金	組合員が死亡したとき	加入期間（10 区分）に応じて 20,000 円～200,000 円
福祉事業	1 日人間ドック助成	18 医療機関 1,400 人	1 人 12,000 円を定額補助
	健康記念	70 歳まで療養補助金の受給なしの場合	該当者に 30,000 円
	入院助成	引き続き 7 日以上入院治療したとき	1 日 1,000 円（1 会計年度最高 60 日間まで）
	普及事業	広報紙「互助だより」	全組合員に配付

※ 事業の内容は変更することがあります。